

森林における開発行為の許可に係る指導要領

(趣旨)

第1 この要領は、森林における開発行為の許可に係る指導要綱（以下「要綱」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(取り扱い)

第2 「周辺自治会」のうち、開発区域に隣接する下流の区域で、過去の災害状況、その地形等から当該開発行為により影響を受けるおそれがあると知事が認めるものをその区域に含む自治会（相当規模の区域をもって、地域生活全般の向上を図ることを目的としてつくられた自治組織をいう。）とは、原則として、山地災害危険地区に指定された地区をその区域に含む自治会として取り扱うものとする。

(開発行為周知計画書)

第3 許可申請者は、要綱第4条の開発行為周知計画書を提出し、森林法第10条の2第1項に規定する許可の申請前に要綱による手続きを終了しなければならない。また、開発計画書には、位置図、現況図、土地利用計画図、防災関係図、計画の内容を平易に記載した書類を添付しなければならない。

(説明会の開催等)

第4 申請者は、説明会を関係地域内において開催しなければならない。ただし、関係地域内に説明会を開催する適当な場所が無い場合にあっては、周辺地域において開催することができる。また、申請者は、説明会において、周辺自治会に対し開発計画の内容を平易に記載した書類及び図面を配布し、開発計画を具体的かつ平易に説明するよう努めるとともに、要綱第6条の2による意見書の提出を求めることを説明しなければならない。

(意見書)

第5 要綱第6条の2の意見書は、森林法第10条の2第2項に基づく許可要件である災害の防止、水害の防止、水の確保、森林の持つ環境の保全に関して提出できるものとする。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。